

情報ハイウェイ協同組合

安心と信頼のビジネスパートナー



INDEX

- 組合概要
- 事業内容
- 加入資格

組合概要

■ 組合名

情報ハイウェイ協同組合

■ 設立

1986年(昭和61年)10月31日

■ 代表理事

坂手 滋太

■ 出資金

707万円

■ 組合員数

707社(平成29年3月末現在)

■ 取扱実績

約85億円(平成28年度実績)

組合概要

■本部

【岡山本部】

〒701-1153 岡山県岡山市北区富原3908-9
TEL:086-898-2182(ETC事業部)
TEL:086-256-0277(技能実習事業部)
FAX:086-255-3110

【東京本部】

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル18F
TEL:03-3452-1818 FAX:03-3452-1830

【事務センター】

〒708-0015 岡山県津山市神戸475番地1
TEL:0868-35-3480 FAX:0868-35-3489

組合概要

■各事務所

【札幌事務所】

〒007-0841

北海道札幌市東区北四十一条東6丁目3-23-201号

TEL:011-711-6588 FAX:011-711-6588

【仙台事務所】

〒980-0021

宮城県仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館 5F

TEL:022-208-9635

【名古屋事務所】

〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山1-15-2 ネストF2 5F

TEL:052-332-8705 FAX:052-332-8706

【大阪事務所】

〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島3-5-9 西中島NTビル4階

(ETC事業部) TEL:06-6195-9731 FAX:06-6195-9732

(技能実習事業部) TEL:06-6195-2691 FAX:06-6304-2220

【福岡事務所】

〒812-0016

福岡県福岡市博多区博多駅南2-3-5 ティー・アイビル2F-A号

TEL:092-292-3408 FAX:092-292-3409

組合概要

■ 海外拠点

【ベトナム】ハノイ事務所

4 1 Le Hong Phong Street, Ba Dinh District, Hanoi City, Vietnam

TEL:(+84)4-3757-8814

FAX:(+84)4-3757-8817

【タイ】バンコク事務所

3104/5, Soi Lad Phrao 130, Lad Phrao Rd, Klongchan, Bangkok,
Bangkok 10240.

TEL:(662)-733-9059

FAX:(662)-733-9059

【フィリピン】マニラ事務所

Units E & H, 2nd Floor, Miki Mari Bldg., Sta. Cecilia Road,
Talon 2, Las Pinas City, Metro Manila, Philippines

TEL:63-2-403-2823(871-1625)

FAX:63-2-556-3877

組合概要

■ 認可地区

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・大分県・鹿児島県・沖縄県【47都道府県】

■ 認可省庁

警察庁・文部科学省・総務省・環境省・国土交通省・厚生労働省・
金融庁・農林水産省・中小企業庁・国税庁

■ 所属団体

- ・ 財団法人 国際研修協力機構(JITCO)【賛助会員】
- ・ 一般財団法人 ITSサービス高度化機構(ITS-TEA)
- ・ 岡山県中小企業団体中央会

事業内容

■外国人技能実習生共同受入事業

日本の優れた技術・技能や知識を実務を通じて修得し、
開発途上国の産業経済の振興に寄与できる人材の育成に協力し、
国際協力・国際貢献の一端を担うものです。

■ETCカード事業

高速道路の料金が割引できるETCコーポレートカード。
大口・多頻度割引が適用される為、企業のコスト削減が可能になります。

■共同購買事業

JX(ENEOS・JOMO)、出光であれば全国一律価格で
ご利用いただける法人対象の給油カード。
各企業が独自に掛取引を申し込まれる場合と比較すると
比較的廉価に給油が可能です。

■情報提供事業

企業情報の提供、教育・研修会の開催など、組合員様の企業経営に役立つ情
報の提供を行います。



加入資格

本組合の組合員たる資格を有する者は、
次の各号の要件を備える小規模の事業者であるとする。

1. 別表に掲げる資格事業を行う事業者であること。
2. 組合の地区内に事業場を有するもの。
3. 下記の資本金または従業員数、いずれかの条件を満たすもの。

	資本金	従業員
製造業・その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下